

①人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約

③教育目標

南小岩小学校の児童としての自覚をもち、人間尊重の精神を基盤とし、個性や能力、主体性や創造性の基礎を培い、社会性、国際感覚及び伝統と文化を尊重する。知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童の育成を目指し、次の目標を設定する。
よく考える子 思いやりのある子 たくましい子

②目標策定の方針

- <児童の実態>
- ・明るく、素直である。
- ・自分の思っていることをはっきり伝えたるのが不得意な児童もいる。
- <保護者・地域の願い>
- ・基礎学力の定着・向上
- ・安心して通える学校
- <教師の願い>
- ・基礎学力の定着
- ・自分の考えを進んで表現してほしい。

⑤人権教育の目標

- ・教育活動全体を通してあらゆる偏見や差別をなくそうとする意欲や態度を育む。
- ・自己を大切にし、他者と共に生きる心の育成に努める。

⑥目指す児童像

- ・意欲的に考え表現する児童
- ・自他を尊重し、認め合う児童

⑦人権教育を通じて育てたい資質・能力

- ・人権の発展、人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
- ・自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性

④人権教育に関する指導の実態把握

- ・思いやりのある児童の育成に重点を置き、相手を思いやり、仲良く助け合える児童の育成に努めている。
- ・教職員の人権課題への理解、人権教育への理解を進めていく必要がある。

⑧普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

- ・思いや考えを伝え合い認め合う心情や態度の育成
- ・人権課題「子供」「高齢者」「障がい者」「同和問題」「インターネットによる人権侵害」

⑨学年・学級経営

- ・一人一人の個性や能力を生かし、学年、学級の一員としての存在感をもつことができるようにする。
- ・教職員全員が、人権尊重の理念を十分に理解し、一人一人の人権を尊重する。

⑩日常的な活動

- ・インクルーシブ教育の構築に向けた、みつばち学級と在籍学級との交流
- ・地区班等における異学年交流
- ・学級内プライバシーに関わる掲示物や配慮に欠ける掲示物への配慮
- ・人権教育推進啓発ポスターの掲示
- ・敬称をつけた呼名
- ・児童の心を傷付ける差別につながる表現の排除

⑪教科等の指導

- ・「特別の教科 道徳」「音楽」「図画工作」をはじめとした心の教育
- ・児童会や異年齢集団の活動等における「いじめ撲滅宣言」の取組
- ・社会科における人権の発展、人権侵害等に関する歴史や現状
- ・「総合的な学習の時間」における、みつばち学級の理解教育

⑫人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・自尊感情を高め、互いに認め合う学習や活動の工夫をする。
- ・日頃から、身近な偏見や差別の不合理性に気付かせる。

⑬教職員の研修

- ・生活指導研修での児童理解
- ・校内の特別支援委員会
- ・公開授業及び授業改善の研修
- ・教職員交流による特別支援教育の充実

⑭校種間の連携

- ・中学校との授業交流や連絡、連携を図る。

⑮家庭・地域との連携

- ・保護者会、ふれ愛まつり、もちつきs集會等を通して、PTAや学校応援団、地域と連携した教育活動を図る。